

「支援のための連携に関する検討会中間報告（案）についての意見」

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて

3. いわゆる「犯罪被害者カード」の作成〔1.（4） 関係〕

【意見】

関係機関・団体の間における情報伝達には、その必要性や目的に応じ、様々な内容と方法が考えられるところ、いわゆる「犯罪被害者カード」のような一定の書式の必要性と有効性については、当検討会において共通認識の形成に至ったものとは言い難く、さらに議論が必要と考える。

【内閣府意見】

検討会において、引き続きご議論いただきたい。

5. ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化等について

【意見】

以下のとおり修文されたい。

犯罪等の被害に遭った直後から、再び平穏な生活を送ることができるようになるまで、犯罪被害者等が必要とする相談や情報提供等の支援を一元的に提供できる機関・団体が必要との要望がある。また、全国どこの地域でも標準的な支援を継続的に受けられるようにする体制の構築という観点から、既存の団体等とは別の新たな法人格等が必要との意見もある。これらのいわゆるワンストップサービスに関する要望や意見の背景には、犯罪被害者等が必要とする支援等を求めた際に適切な「橋渡し」が行われず、継ぎ目に当たる度に犯罪被害者等が制度や組織の谷間に陥っているといった状況があると考えられる。

~~これらの状況を改善するため、現在、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年10月から日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が業務を開始しており、犯罪被害者等に対して、犯罪被害者支援ダイヤルにより、全国どこからでも統一番号で犯罪被害者等からの相談を受け付けるとともに、損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援に精通した弁護士や支援団体等の紹介を実施している。全国において展開する法テラスによる総合的な法律情報やサービスの提供は、犯罪被害者等が必要とする相談や情報提供等の支援において重要な役割を担うものであり、運用状況等を踏まえ、今後も法テラスによる取組の着実な実施とその充実に努める必要がある。~~

~~更にそこで、~~本検討会においては、犯罪被害者等がどの関係機関・団体

を起点としても一定のレベル以上の必要な支援が途切れなく受けられる体制を整備するため、上記「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」及び「研修カリキュラム・モデル案」（後述）の作成等を提言し、また、「民間団体への援助に関する検討会」においては、民間の団体による支援を充実させるための財政的援助等の施策を検討しており、まずはそれらの施策を着実に実施し、関係機関・団体全般の連携の密度の底上げを図るとともに、民間支援団体の充実・強化を図ることにより、犯罪被害者等が個々の事情に応じた支援を適切に受けられる体制を整備する必要がある。

これらの施策の実施状況等について、推進会議において適時適切な検証・評価・監視を行い、犯罪被害者等からのワンストップサービスを求める要望や意見の背景となっている状況を改善していくことが必要である。

なお、現在、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は平成18年10月に業務を開始しており、犯罪被害者支援業務として、コールセンターにおいて「犯罪被害者支援ダイヤル0570-079714」を設け、全国どこからでも統一番号で犯罪被害者等からの問い合わせを受け付け、刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供している。また民間支援団体を含む関係機関・団体との連携のもと、犯罪被害者支援を行っている団体等の活動内容についても紹介している。さらに、地方事務所においても同様の情報提供を行うとともに、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介しているところである。全国各地において展開する法テラスによる総合的な犯罪被害者支援業務は、犯罪被害者等が必要とする情報提供や関係機関・団体の連携構築・強化の支援において重要な役割を担うものであり、運用状況を踏まえ、今後も法テラスによる取組の着実な実施とその充実に努める必要がある。

【修文理由】

ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化等の論点については、第2回支援のための連携に関する検討会（平成18年6月2日開催）における論点整理において、「全てに対応できる組織を検討する前に、まずは既存の関係機関・団体が連携して犯罪被害者等にとって労苦のより少ない形での支援体制を作ることが望ましいとして本検討会が立ち上がっており、まずは、連携の枠組みを検討することとし、その検討の中で、連携を図るのみではどうしても対応できない事項が生じ、その解決には途切れのない支援を実現するに当たって要望にあるような機関が必要不可欠との結論になれば、そうした機関の設置についてもさらに検討することとなる。」という検討方針が整理されたところである。

従って、本中間報告（案）においては、まず、ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化等についてはこの検討方針に従っていまだ議論がなされていないことを掲げつつ、さらに日本司法支援センターの果たすべき役割に言及すべきである。

【内閣府意見】

御指摘のとおり修正することとしたい。